

<空き家総数の内訳 [東京都] >

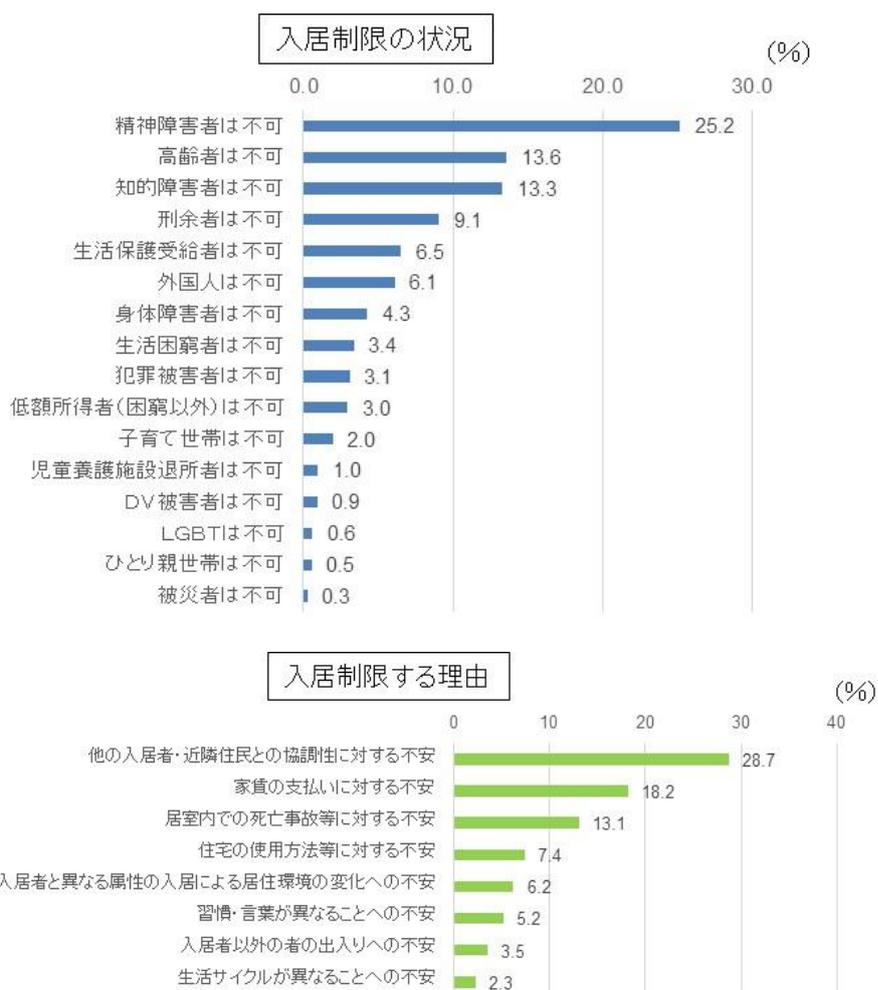
(単位：万戸)

	賃貸用	その他 (居住世帯が長期不在等)	二次的住宅 (別荘等)	売却用
腐朽・破損なし (69.1)	50.5	14.1	0.8	3.7
腐朽・破損あり (11.9)	7.4	3.9	0.1	0.5
合計 (81.0)	57.9	18.0	0.9	4.2

資料：総務省「住宅・土地統計調査」(平成30年)

- 一方、民間賃貸住宅においては、家賃の不払、入居中の事故等に対する家主の不安などから、障害者や高齢者は不可とするなどの入居制限が行われている状況が依然として見られます。

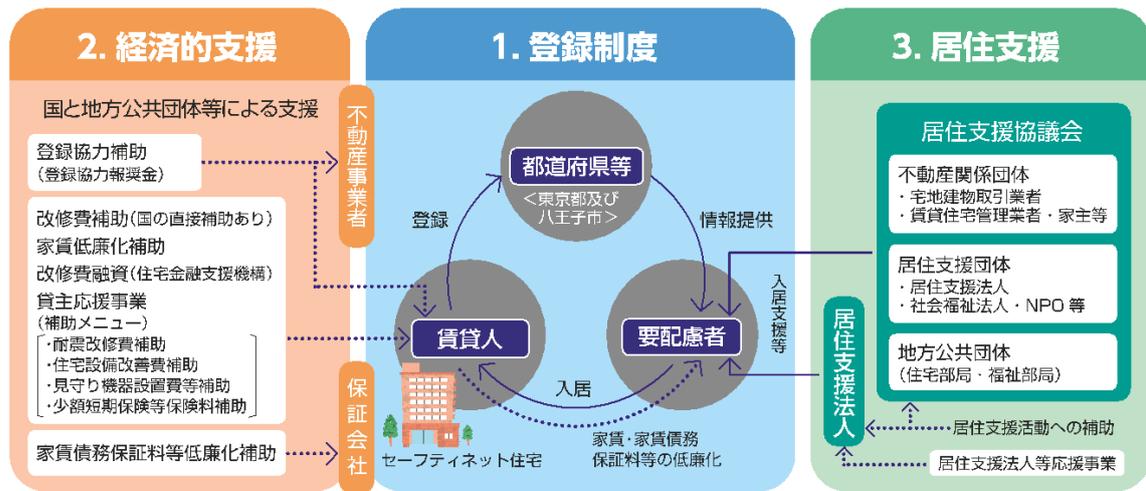
<民間賃貸住宅における入居制限の状況[全国]>



資料：国土交通省「家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書」(令和3年度)

- 平成 29 年 4 月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）の改正により、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度、登録住宅の改修など、貸主への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援の三つの柱からなる新たな住宅セーフティネット制度が同年 10 月から始まりました。

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



- 家主が抱える不安を解消し、誰もが希望する地域で住居を確保できるようにするためには、住まいに関する支援だけでなく、高齢者等を社会や地域から孤立させないよう、見守りや生活支援等を提供することも重要です。
- これらの取組を進めるためには、行政・民間を問わず、住宅部門と福祉部門が連携して、総合的に取り組む体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- 自宅等で暮らす、見守り等が必要な高齢者等やその家族の不安を軽減するとともに、民間賃貸住宅において、事故やトラブルに対する家主の不安の軽減を図り、高齢者等が円滑に入居できるよう環境整備に取り組めます。
- 低所得者であること、事故やトラブルに対する不安等により入居制限を受けることなどを理由に、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な都民の居住の安定を確保するため、都営住宅、公社住宅など公共住宅等については、ストックを有効に活用しつつ、少子高齢化などの社会情勢の変化を的確に踏まえた施策に取り組んでいきます。
- 空き家等を活用した住宅セーフティネット法に基づく高齢者や障害者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）を登録す

る制度について、区市町村や不動産団体等を通じて貸主への普及啓発を図るとともに、住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃低廉化、家賃債務保証料に係る貸主等への補助を行う区市町村に対する財政支援に加え、耐震改修や住宅設備の改善等に係る都の直接補助を行い、東京ささエール住宅の登録の促進を図ります。

- 高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、区市町村における居住支援協議会⁵の設立を促進します。また、住宅確保要配慮者に対して地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うため、同協議会による入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援します。
- 入居・生活支援を行うNPO法人等を都が指定する「居住支援法人制度⁶」の活用により、住まい探しや見守りなど、住宅確保要配慮者を支援する取組を促進し、民間賃貸住宅の借主と貸主双方の不安の軽減を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に関する支援や安否確認などの生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。
- 高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居を支援するため、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する「家賃債務保証業者の登録制度」について、不動産関係団体等との連携により貸主・借主に対し普及を図ります。

(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備

【現状と課題】

- 都は、平成20年のリーマンショック以降、低所得世帯の増加に対応して、生活・就労相談、生活資金の貸付け等、様々な低所得者、離職者等対策事業を区市町村と連携しながら実施してきました。令和2年のコロナ禍以降も、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）による住居喪失者への支援や、多重債務者生活再生事業、受験生チャレンジ支援貸付事業などを実施しています。
- 生活困窮者への支援（第二のセーフティネット）を充実・強化するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が創設されました。本制度では、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を最も重要な目標としており、新しい支援の形として、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援の五つが示されており、これらの基本理念については、支援に携わる多様かつ他分野にわたる関係者間と共有し、

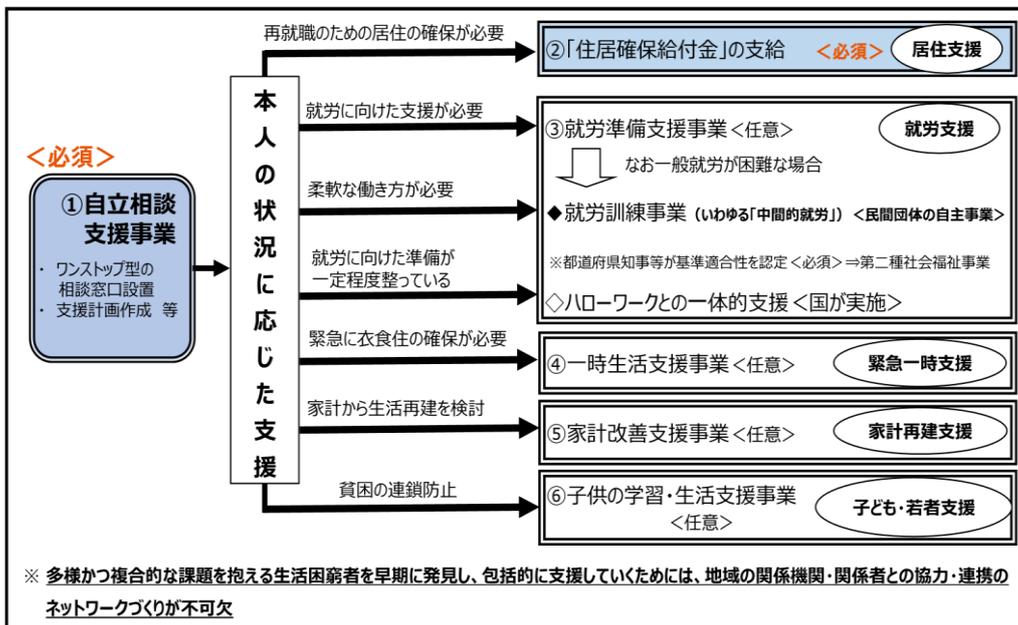
⁵ 住宅セーフティネット法に基づき、高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して必要な支援等を実施する組織

⁶ 住宅セーフティネット法に基づき、住宅相談などの入居支援や見守り等の生活支援などを行う法人を指定する制度

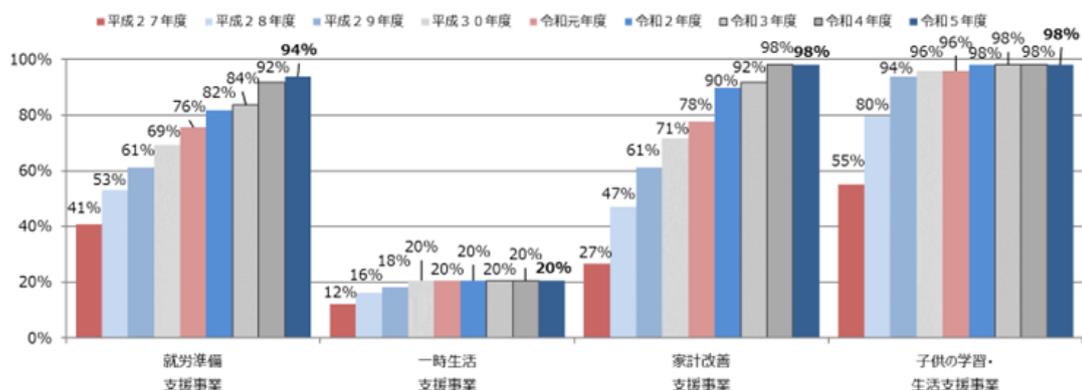
適切かつ効果的な支援を展開していくため、平成 30 年改正法において明確化されています。

- 生活困窮者自立支援制度の実施主体である区市においては、自立相談支援事業などの必須事業に加え、任意事業として、就労準備支援事業が 46 区市、一時生活支援事業が 10 区市、家計改善支援事業が 48 区市、子供の学習・生活支援事業が 48 区市で実施されており、平成 30 年改正法において、その実施が努力義務とされた就労準備支援及び家計改善支援の両事業をはじめ、支援の実施体制は着実に広まっています（令和 5 年 4 月現在）。
- なお、町村部については、都が実施主体として支援を実施しています。
- 都内の新規相談受付件数や、自立支援のために作成される計画であるプラン作成の 10 万人当たりの月平均件数は、令和 2 年 4 月から、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方も住居確保給付金の支給対象としたこと等により、大幅に増加しました。その後は減少に転じていますが、物価高騰による影響等が長期化する中で、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じて、ハローワークや福祉事務所等の関係機関と連携し、丁寧に支援していくためには、実施主体による継続的な取組が必要です。

<生活困窮者自立支援制度の体系>

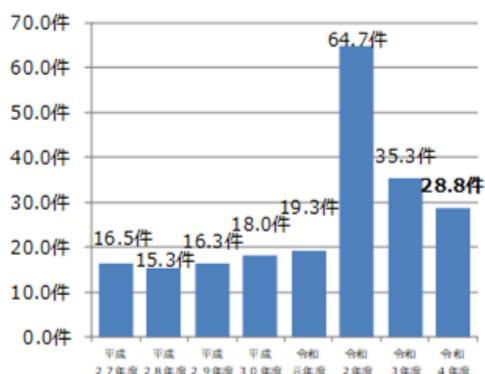


<都内における任意事業実施区市数の推移>

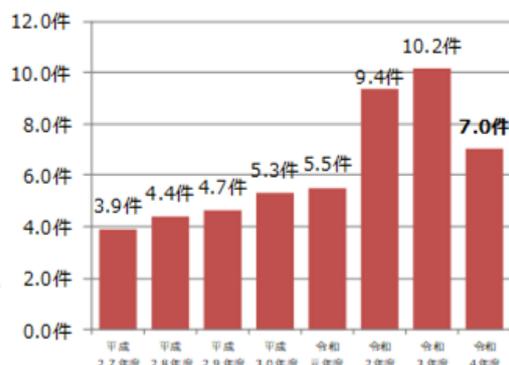


資料：東京都福祉局調べ ※一時生活支援事業については、都区共同事業を含まない。

<新規相談件数（10万人当たり/月）>



<プラン作成件数（10万人当たり/月）>



資料：「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」（厚生労働省）より作成

<緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付決定状況>

貸付決定期間	合計	貸付決定状況			
		緊急小口資金	総合支援資金 (初回貸付)	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
令和2年4月～ 令和4年10月	658,277件	256,482件	190,134件	95,220件	116,441件

資料：「東京都における緊急小口資金等特例貸付（新型コロナ）にかかる調査—中間報告—」（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）より作成

- 相談者が抱える課題は、経済的困窮を始め、多重債務、就職定着困難、発達障害、メンタルヘルス、ひきこもりやDV（ドメスティックバイオレンス）等の家族

の問題など、多岐にわたっています。相談者が抱える複合的かつ複雑な課題や、困窮に陥った根本の原因を明らかにして支援を行うためには、窓口の支援員が高い専門知識や技術・ノウハウを習得することが重要です。令和2年度から、人材養成研修の実施主体が都道府県に移管されたことを踏まえ、より地域の実情に応じた実践的な研修を実施することが可能となりました。

- 支援員に対する人材育成や任意事業の実施促進など、広域的な見地から都が区市の取組を支援していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業に伴い減収した生活困窮者を対象とした緊急小口資金等の特例貸付を含む生活福祉資金貸付事業や受験生チャレンジ支援貸付事業などの支援策につながっている方の中には、単に貸付を行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えている場合もあります。緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から順次、償還が開始されていることから、生活困窮者自立支援制度と連携して対応することにより、こうした方に対してもより一層、自立の促進が図れるものとなるよう、効果的な支援を行う体制を構築することが必要です。
- また、自立相談支援窓口への来所者だけでなく、公的機関につながっていない困窮者をどう支援につなげるかも重要です。地域包括支援センターや子供家庭支援センター、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、居住支援法人などの関係機関や地域の方との連携を通じて、地域における課題を可視化して共有することにより、支援が必要な方への早期・適切な対応ができるようにしていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 家計改善支援事業や就労準備支援事業などの任意事業を実施していない区市への働きかけを行うとともに、困窮者に対して必要な支援が実施できるように、区市の相談支援窓口従事者向けに研修を実施します。また、子供の学習支援や居場所づくり、フードパントリー（食の中継地点）などの整備に取り組む区市町村を支援します。なお、町村部においては、住民のニーズや地域資源等の状況を踏まえ、自立相談支援事業や任意事業の機能強化等、支援の充実を検討していきます。
- 区市の自立相談支援機関の体制強化のため、自立相談支援や家計改善支援など、事業別の従事者を対象とした研修の強化や、生活困窮に至るリスクの高い問題に着目した課題別研修、事例検討会の開催、支援者専用相談ラインの設置、事例集の作成配布などを体系的に実施します。
- 住居喪失不安定就労者等への就労・住宅相談や、多重債務者への相談、受験に必要な塾代等の貸付けなど、区市町村の事業を補完・強化するために、広域的・

専門的支援を引き続き実施します。

- 緊急小口資金等の特例貸付借受人への支援を強化するため、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び自立相談支援機関との緊密な連携体制を引き続き整備していきます。
- 地域包括支援センターや子供家庭支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、中間的就労の場となる就労訓練事業所、子供の学習支援に取り組む民間団体などの地域資源との連携が一層進むよう、連携の方法に関する研修や先事例の紹介を行うなど、区市の実情に応じた地域資源のネットワークづくりを支援します。
- 今後、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度間における切れ目のない連続的な支援に向け、両制度の連携強化など、適切に対応していきます。

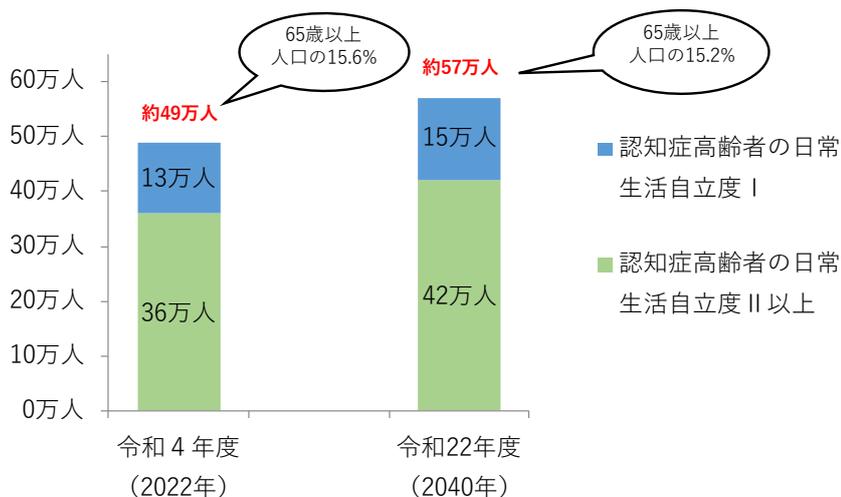
(3) 多様な地域生活課題への対応

ア 高齢者への支援

【現状と課題】

- 高齢者人口の増加に伴い、今後、要介護・要支援高齢者の増加、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合の大幅な増加が見込まれます。
- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は令和4年11月時点で約49万人おり、令和22年には約57万人に達すると見込まれています。
- 認知症の人が必要とする医療・介護・生活支援等を切れ目なく提供していくためには、多職種が協働して意思決定支援を行いながら、医療・介護事業者や関係機関が連携して支援の提供を行っていくことが必要です。

< 認知症高齢者の推計（東京都） >



資料：「令和4年度認知症高齢者数の分布調査」（東京都福祉保健局）

- 高齢化が進行する中、都は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。
- 地域ごとに、高齢化の進み方や地域の社会資源、地域コミュニティの在り方等が異なるため、その特性に合った地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

【取組の方向性】

- 高齢者がいつまでも健康で心豊かに暮らすことができるよう、介護予防・フレイル⁷予防を推進するとともに、高齢者自らの希望に応じた学び、趣味活動や地域活動などの社会参加の促進に取り組みます。
- 医療や介護のサービスが必要な高齢者のために居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど介護サービス基盤をバランスよく整備し、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。
- 今後一層の増加が見込まれる介護ニーズや、生産年齢人口の減少に適切に対応していくため、多様な人材が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保に取り組みます。
- 生活の基盤となる適切な住まいを確保し、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにすることで、地域で安全に安心して暮らすことができる環境の整備に取り組みます。
- 高齢者が自らが望む生活を自立的に送れるよう、地域住民の力に加え、NPO法人等の活動とも連携・協働し、高齢者やその家族を地域で支え、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組みます。
- 医療・介護サービスの従事者が連携しサービス提供体制を構築することで、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、在宅での生活を維持しながら適切な医療及び介護のサービスを受けることができるよう取り組みます。
- 認知症の人が、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指します。
- 地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステムを地域ごとにマネジメントするとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らし

⁷ フレイル：加齢に伴い筋力・認知症機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態を指し、健康な状態と介護が必要な状態の間を意味する

- く活躍できる地域コミュニティを創出できるよう、区市町村支援に取り組みます。
- 介護現場における業務改善等に向け、介護サービス事業所等の更なるDXに取り組みます。また、高齢者の生活の様々な場面におけるデジタルの活用やデジタルデバイド是正を推進します。

イ 障害者（児）への支援

【現状と課題】

- 障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが、法の目的として規定されています。また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法⁸が施行されました。東京都では、平成30年度に障害者差別解消条例⁹を制定し、行政機関等及び事業者における合理的配慮の提供について国に先駆けて義務化したことや相談・紛争解決の仕組みを整備しました。法改正により令和6年4月1日からは行政機関等及び事業者における合理的配慮の提供が全国的に義務化されます。今後も引き続き、都民及び事業者が、障害及び障害者への理解を深めるための啓発を行っていくことが重要です。
- また、東京都では令和4年6月に、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現することを目的に「東京都手話言語条例」を制定しました。
- 障害者が地域で生活していくためには、重度化・高齢化に対する支援の充実や、医療的ケアへの対応、親なき後を見据えた取組等、様々な課題があります。障害者が地域で安心して生活できるよう、地域における自立生活を支える仕組みづくりが必要です。
- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。
障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会の拡大や、適切な支援の提供などにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる環境の整備も必要です。

⁸ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

⁹ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年10月施行）

<身体障害者手帳交付状況>

(令和4年度末時点、単位:件)

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	
総数	486,142	40,825	50,659	7,769	235,569	151,320	
構成比	—	8.4%	10.4%	1.6%	48.5%	31.1%	
児	18歳未満	23,962	2,073	4,663	387	14,545	2,294
者	18歳以上	462,180	38,752	45,996	7,382	221,024	149,026

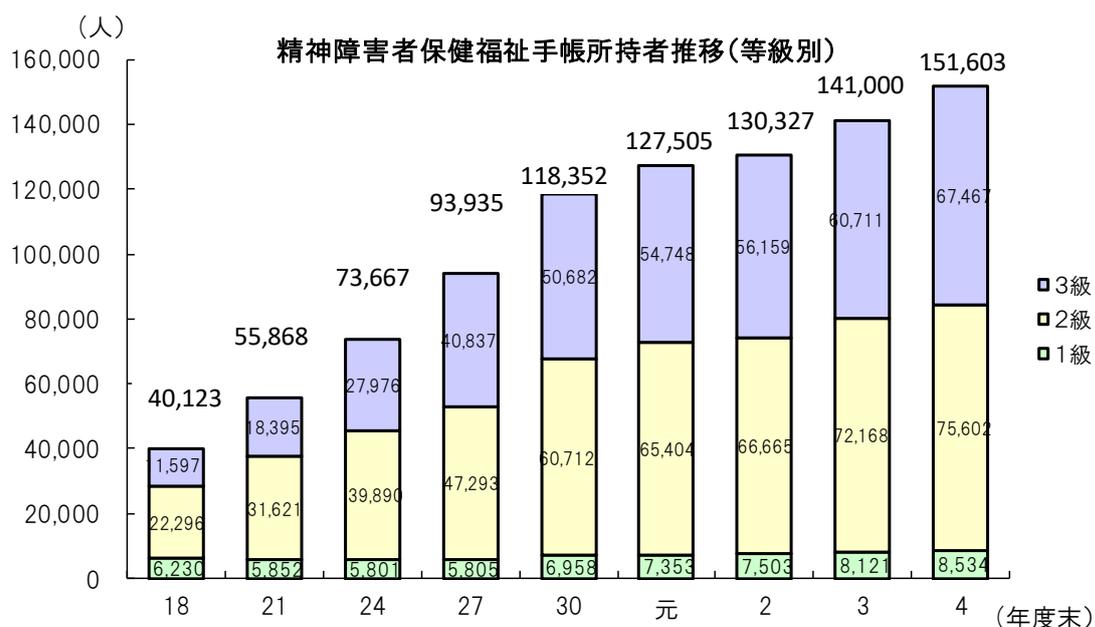
(福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」)

<知的障害者「愛の手帳」交付状況>

(令和4年度末時点、単位:件)

区分	総数	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)	
総数	100,907	3,268	23,533	23,163	50,943	
構成比	—	3.2%	23.3%	23.0%	50.5%	
児	18歳未満	14,491	59	1,578	4,170	8,684
者	18歳以上	86,416	3,209	21,955	18,993	42,259

(福祉保健局「福祉行政・衛生行政統計 月報」)



資料:「福祉・衛生 統計年報」(東京都福祉保健局)